

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	提出議員案について	2
①	議員案第 1 号 矢板市議会委員会条例の一部改正について.....	2
(2)	提出議案について	3
①	追加議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 8 号）・・	3
(3)	協議事項について	5
①	追加議案及び議員案の取扱いについて.....	5
(4)	報告事項について	6
①	議会報告会・意見交換会及び高校生と矢板市議会との意見交換会の報告について	6
②	矢板市公共施設再配置計画（案）に係るパブリックコメントの実施について	7
③	（仮称）泉複合施設整備に係る配置計画について.....	9
④	矢板市地域防災計画の改定及び矢板市災害時受援計画の策定に係る パブリックコメントの実施について.....	10
⑤	矢板市男女共同参画計画あいプラン 5 期計画（案）のパブリックコメ ントの実施について.....	12
⑥	統一地方選挙の日程等について.....	13
4	その他	14
5	閉会	25

日 時	令和 4 年 12 月 8 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 58 分
場 所	議場

○ 出席者

【 議員 15 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 恵 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑤ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑥ 健康増進課長 日賀野 真
- ⑦ 市民生活部長兼生活環境課長 村 上 治 良
- ⑧ 生涯学習課長 高 久 聡 子
- ⑨ 選挙管理委員会事務局長 柳 田 恭 子

※新型コロナ感染症対策のため、関係する職員のみ
出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 主査 粕 谷 嘉 彦
- ③ 主査 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（１０：００）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、追加議案といたしまして、追加議案第１号 令和４年度矢板市一般会計補正予算（第８号）を提出いたします。

追加議案につきましては総務課長から、報告事項につきましては所管の部課長から説明しますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議員案について

① 議員案第１号 矢板市議会委員会条例の一部改正について

○議長 (1)提出議員案について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（佐貫薫） おはようございます。

本日、午前９時から第２委員会室において、議会運営委員会を開催し、議員案１件を提出することに決定しました。

議員案第１号 矢板市議会委員会条例の一部改正について御説明いたします。矢板市議会議員の定数が次の一般選挙から１５人となることに伴い、必要な改正を行うものであります。あわせて、委員会活動のさらなる充実を図るため、予算決算常任委員会を設置することに伴い、必要な条例の一部を改正

するものであります。提出にあたりましては、私が提出者、議運の委員5名が賛成者として提出いたします。日程につきましては、本日の最後に提出いたしまして、委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 提出議案について

① 追加議案第1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第8号）

○議長 次に、(2)提出議案について、①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

追加議案第1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第8号）について御説明させていただきます。今回の補正予算は、デジタル基盤改革支援補助金を活用したオンライン行政手続システム導入に係る経費及び出産・子育て応援交付金に係る補正であります。

それでは補正予算書の1ページになります。追加議案第1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第8号）以下の朗読は省略させていただきます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正です。上の段の歳入につきましては、11款 地方交付税から、21款 諸収入で補正を行っておりまして歳入補正額の合計は2,480万円、歳入総額は156億5,190万円となります。下の段の歳出につきましては、2款 総務費と、4款 衛生費で補正を行っておりまして歳出補正額の合計は2,480万円、歳出総額は

156 億 5,190 万円となります。

それでは詳細につきまして、予算に関する説明書で説明いたします。予算に関する説明書の 4 ページ、5 ページになります。まず、2 の歳入です。11 款 地方交付税の普通交付税は、増加見込み分のうち、今回の補正予算で必要な額を追加計上したものであります。次の 15 款 国庫支出金の出産・子育て応援交付金は本年 10 月 28 日に閣議決定された、物価高克服、経済再生実現のための総合経済対策に基づく交付金事業に対する補助金であります。補助率は、システム改修分は 10 分の 10、扶助費と事務費に係るものは 3 分の 2 であります。なお、県補助金における県の補助率は 6 分の 1 となっております。続きまして 21 款 諸収入のデジタル基盤改革支援補助金は、自治体オンライン手続き推進のためマイナポータルと本市基幹システムのオンライン接続に要する経費に対しての地方公共団体情報システム機構からの補助金であります。続きまして下の段、3 の歳出です。2 款 1 項 6 目 企画費の電子計算機管理運営事業は、マイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化についてマイナポータルと本市基幹システムをオンライン接続するためのシステム導入等に要する委託料であります。4 款 1 項 1 目 保健衛生総務費の出産・子育て応援交付金給付事業は、妊娠時から出産子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業における給付事業であります。妊娠届け出時に 5 万円、出生届け出時に 5 万円を支給する事業であります。今回の補正予算におきましては、本年 4 月以降出産した方に対しては 10 万円を支給いたしまして、妊娠期の方に対しては 5 万円を支給するものであります。扶助費として出産される方を 170 名、妊娠期の方を 50 名見込んでおります。そのほか、事務費としてシステム改修委託料などを計上しております。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(3) 協議事項について

① 追加議案及び議員案の取扱いについて

○議長 次に、(3)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長 追加議案及び議員案の取扱いについて、御協議を申し上げます。

本日、市長から追加議案1件が提出され、議長からその取扱いについて協議していただきたい旨の諮問がありましたので、本日、午前9時から第2委員会室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

その結果、当初議案の審議終了後、慣例により委員会付託を省略し直ちに審議をお願いしたいと思っております。また、議員案1件についてはただいまの追加議案の審議終了後、委員会付託を省略し直ちに審議をお願いしたいと思っております。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 議運長報告のとおり御協力をお願いいたします。

(4) 報告事項について

① 議会報告会・意見交換会及び高校生と矢板市議会との意見交換会の報告について

○議長 次に、(4)報告事項について、①について説明を求めます。

○議会報告会運営委員長（宮本妙子） 議会報告会意見交換会及び高校生との意見交換会の開催結果について、その概要を御報告申し上げます。

初めに、議会報告会・意見交換会につきましては、10月19日に、「障がい者福祉関係との関係者との意見交換会」、10月23日に「子育てしやすい矢板市へ！子育て世代から望むこと」をテーマとした意見交換会、11月9日には「みんなで考えよう！時代、地域に合った飲食業」と題して、矢板市飲食業組合と意見交換会を実施いたしました。各回とも、テーマに基づいた意見交換会を行い、貴重な御意見・御提言を賜ったところでございます。障がい者福祉、出産・子育て、コロナ禍の飲食業において、各々の立場で直面している課題がありました。そうした課題に対する施策を考えるにあたり、大きな手がかりをいただくことができました。

次に、高校生との意見交換会につきましては、11月14日に、矢板中央高校と「矢板市の好きなところ・嫌いなところ・矢板市に臨むこと」をテーマに、11月16日に矢板東高校と「矢板市をもっと魅力に魅力的にするためには」をテーマに、そして11月17日には矢板高校と「人が集まる街にするためにやってみたいこと、矢板市にやってもらいたいこと」をテーマに意見交換会を行いました。各校とも積極的に意見交換がなされ、若い世代の柔軟で新しい発想に触れることができました。矢板市において、高校生は交流人口の一部を担う大変重要な存在でもあります。高校生との意見交換会は、市内外から見た若者の意見を聞くことができる貴重な機会であることを再認識したとこ

ろでございます。

議会報告会・意見交換会及び高校生との意見交換会で頂戴しました御意見等につきましては報告書としてまとめ、本日から市議会ホームページで公開いたします。これからも各世代のそれぞれの想いを受け止め、矢板市の発展に貢献できる議会として、また議員としてそれぞれ取り組んでまいります。

最後に、お忙しい中、多くの皆様に御参加を賜りましたことに深く感謝を申し上げます、報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 矢板市公共施設再配置計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総務課長 それでは矢板市公共施設再配置計画（案）に係るパブリックコメントの実施について御報告いたします。

資料の概要版で説明をさせていただきます。今回の見直しにつきましては、平成 29 年度に策定してから 5 年目であることや、昨年度、令和 3 年度の公共施設等総合管理計画の見直しなどに伴いまして、この再配置計画を見直すものであります。資料記載のそれぞれの計画との関係性については記載のとおりであります。計画期間につきましては、平成 29 年度から令和 28 年度までの 30 年間で現計画と変更はありません。対象施設につきましては、市が保有するインフラを除く全ての公共施設、129 施設を対象としております。続き

まして 2 ページの現状と課題になります。左側の総合管理計画策定時のシミュレーションにつきましては、30 年間で 535 億円の財源不足が生じまして、この財源不足を延べ床面積に置き換えて考えた場合、延床面積 40%の縮減を目安としておりました。その後、再配置計画や個別施設計画の内容を踏まえて昨年度の総合管理計画を見直したときのシミュレーション結果が、右側になります。30 年間の財源不足見込み額は、535 億円から 76 億円まで縮減されましたが、延べ床面積ベースで 15%の縮減がさらに必要となりました。

下段になりますが、総合管理計画策定時点では縮減面積の目安を 40%としておりましたが、それに対して再配置計画におきましては黄色部分の 33%の縮減にとどまっておりました。改定した総合管理計画では、さらに 15%の縮減が必要となりましたので黄色の部分を除いた全体の 67%のうち、さらに 15%の縮減が必要であるため、67%の 15%である総量の 10%を加算した 43%が今回の再配置計画の見直しにあたっての縮減目安となります。

続きまして 3 ページになります。再配置計画の見直しを検討するに当たっての方針となります。基本方針と再配置の方向性につきましては前回と変更はありません。4 ページになります。この基本方針をもとに再配置計画を再検討した結果の集計表になります。個別の施設類型別の再配置方針につきましては、計画書本文の 17 ページから記載されておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。公共施設保有量は、現状の約 14 万 7,000 平方メートルから令和 28 年度には約 8 万 4,000 平方メートルまで縮減されまして、約 43%の面積縮減が見込まれる結果となりました。再配置計画策定時には縮減見込みが 33%でありましたが、今回の見直しにより概ね縮減目安の 43%に達する見込みとなりました。5 ページにつきましては、今後の取組についてであります。内容につきましては前回の内容と同じであります。この計画概要につ

いての説明は以上となりまして、この計画案についてパブリックコメントを資料記載のとおり実施してまいります。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ (仮称) 泉複合施設整備に係る配置計画について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○総務課長 続きまして、(仮称) 泉複合施設整備に係る配置計画について御報告いたします。今年7月の全員協議会で泉中学校の施設複合化について御報告いたしました。本日は、配置計画案がまとまりましたので御報告いたします。この配置計画につきましては、企画提案型のプロポーザル方式により事業者を決定いたしまして、その提案をもとに関係する担当課と調整を重ねてまいりました。添付した資料になりますが、図面につきましては上から3階、2階、1階となっております。南側の建物が普通教室棟、北側が特別教室棟であります。まず、一番下の1階であります普通教室棟に泉保育所の機能を配置いたします。日当たりなどが良い場所で隣接する体育館を遊戯室として利用することができます。また、階段を挟んで普通教室棟の東側に施設管理公社とシルバー人材センターの事務室を配置いたします。北側にある特別教室棟の1階には、社会福祉協議会と公民館の事務室を配置いたします。その西側には、高齢者が階段やエレベーターを使わずに利用できるデイルーム、泉はつらつ館の機能を配置いたします。そして、この特別教室棟の東側には、新たに玄関やホール、トイレ、エレベーターを増築いたしまして利用

者の利便性を高めてまいります。真ん中、2階につきましては、会議室や集会室など主に公民館機能を配置いたします。2階の普通教室棟の東側、家庭科教室は調理室としてそのまま活用いたします。その調理室の近くにコーヒーなどを飲みながら読書とか調理室で作ったものを飲食等ができる交流スペースを配置しております。一番上、3階ではありますが、特別教室棟の3階全て郷土資料館の機能といたします。普通教室等では、音楽室をそのまま活用してまいります。

配置計画の説明につきましては以上となりますが、この内容につきまして、本日、午後2時から泉公民館において泉地区の行政区長の皆様にお集まりいただき説明会を開催いたします。その後、泉地区の皆様には1月号の広報やいた配付時に、説明内容等につきまして資料の全戸配布をさせていただきたいと思います。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○中村議員 1点お尋ねいたします。

泉中学校を今度そういう複合館として採用するわけですが、この改修にかかる費用っていうのは、おおよそどれぐらいを見込んでいるのでしょうか。

○総務課長 改修費用でございますが、現段階で約3億を見込んでございます。

○議長 ほかに質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 矢板市地域防災計画の改定及び矢板市災害時受援計画の策定に係るパ

ブリックコメントの実施について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○生活環境課長（村上治良） 矢板市地域防災計画の改定及び矢板市災害時受援計画の策定に係るパブリックコメントの実施について、御報告いたします。資料を御覧いただきながらお聴き取り願います。

今回、報告する計画は大きく分けて2つございます。一つ目は「矢板市地域防災計画」について改定を行うものであります。別添資料の「矢板市地域防災計画の改定方針について」のページを御覧願います。改定の趣旨は、災害時における自助・共助の必要性の高まりを踏まえ、市民に分かりやすい内容とするほか災害対策基本法等の改正を反映するため、今回、改定を行います。改定の概要につきましては、前回、改定した令和3年3月以降に変更・追加となったものを加えることであり、法改正等を踏まえた改定と災害協定追加分の記載となります。さらに、現在の計画内容の重複している記載を整理するとともに、今回、新たに概要版を作成して市民や関係者に分かりやすい内容とするものです。

次に、二つ目が地域防災計画の下位計画の位置づけとして、災害時に外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れ、情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにした「矢板市災害時受援計画」を策定いたします。別添資料の中に、「矢板市災害時受援計画（案）（人的応援の受入れ編）」がございます。まず、目次を御覧いただきますと、全4章から構成する内容となっており、第1章は計画の目的と位置づけ、第2章に受援体制の整備、第3章が災害時の応援職員等の受入れ、第4章で受援対象業務となっております。資料の詳細な内容については、説明を省略いたしますが、主なところといたしまして、計画（案）の2ページに庁内全体及び各業務の受援担当者

を定め、それぞれのセクションで責任者を置き業務に当たってまいります。
次の5ページには、応援職員等の受入れに関する基本的な流れのフローチャート図、さらにページを進めていただいて、9ページと10ページに受援対象業務の全体タイムラインを記載しております。次の11ページから業務に活用する受援シートとなっており、災害時に応援受入れを円滑にできるよう、受援対象業務ごとに受援シートをあらかじめ作成しておき、災害時には災害の種類や被害状況等を踏まえ、応援職員等と協議しながら必要に応じて内容の追加、変更等を行い活用するシートとなります。

今後の改定スケジュールといたしましては、再び「矢板市地域防災計画の改定方針について」のページに戻りますが、今月19日に、矢板市防災会議にて本計画（案）を審議の上、12月21日から1月20日までの1か月間、パブリックコメントを実施する予定となっております。最終的には、令和5年3月に矢板市防災会議、市議会へパブリックコメントの結果報告を行うとともに、栃木県への報告を経て今年度末に公表する流れとなります。

報告は以上となりますので、よろしく御願いたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 矢板市男女共同参画計画あいプラン5期計画（案）のパブリックコメントの実施について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○生涯学習課長（高久聡子） 「矢板市男女共同参画計画あいプラン5期計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について御報告いたします。

男女共同参画の実現に向けた基本的な考えを示すとともに、具体的施策を策定することで進めてまいりました。このたび、第5期の素案がまとまりましたのでパブリックコメントを実施するものであります。

実施期間は令和4年12月9日金曜日から令和5年1月13日金曜日までで、実施方法等については記載のとおりです。

計画案の概要について御説明いたします。ページをめくっていただきまして、1計画の基本目標を御覧ください。「認めあい 分かちあい 補いあう男女共同参画社会」の実現に向けて、三つの基本目標と推進体制をもって男女共同参画を推進してまいります。次のページ、2目標設定指標一覧を御覧ください。基本目標1から3にそれぞれの、目標指標を定めて進行管理を行ってまいります。次のページ、3計画の体系を御覧ください。この基本目標を達成するために、八つの施策の方向とそれぞれに具体的な施策を展開してまいります。4期計画との違いとしては、防災分野における男女共同参画の推進とあらゆるハラスメント防止の啓発を加えております。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 統一地方選挙の日程等について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（柳田恭子） 令和5年4月29日に任期が満了する栃木県議会議員及び矢板市議会議員選挙の日程等が決定いたしましたので、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。栃木県議会議員選挙は令和5年3月31日告示、4月9日執行、期日前投票期間は記載のとおりでございます。

次に、矢板市議会議員選挙について申し上げます。令和5年4月16日告示、4月23日執行、期日前投票期間は4月17日から22日までです。立候補予定者説明会は令和5年3月3日に、立候補届出書類の事前審査は3月22日、23日に記載のとおり行います。立候補届出は告示日と同日の4月16日午前8時30分から午後5時まで体育館で受け付けいたします。

以上の内容につきまして、本日、市ホームページにも掲載いたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

○健康増進課長（日賀野真） 新型コロナウイルス感染症対策について、御報告いたします。資料はございませんのでお聴き取りください。

まず、オミクロン株対応ワクチンにつきましては、市内の医療機関、矢板市文化会館での市及び県による集団接種会場などで接種を実施しており、12月4日時点では9,160の方が接種を終えております。集団接種会場においては予約枠に空きがある状況であり、希望される方は順次接種ができる状況です。

次に、県内の感染状況については、11月以降増加傾向が続いており、予断を許さない状況を迎えていることから、去る11月21日に矢板市医師団と共

に感染防止対策徹底とワクチン接種推進の新聞折込みチラシを配布させていただきました。

皆様御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する状況は日々変化しておりますが、市ホームページですとかメールなどで周知を図るなど、随時対応してまいりますので、議員の皆様におかれましても引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、市の集団接種につきましては、予約枠に空きがあること及びインフルエンザワクチンについては年内に希望者の大半が接種を終え、1月以降、市内医療機関での新型コロナワクチン接種の枠が増えることを踏まえまして、今月25日までの実施とさせていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

報告は、以上とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。そのほか何かございませんか。

○中村議員 市長にお伺いいたします。

去る11月29日の一般質問の市長答弁においてでございます。その中で、二つの内容についてですね、不適切ではないかというふうに思い市長の見解をお尋ねするものでございます。

1点目は、民間企業の「跡地」、この「跡地」という表現でございます。具体的にシャープ栃木工場という固有名詞も出ていましたのでそういう話に則って話をさせていただきますと、シャープの栃木工場につきましては、生産を打ち切った後の建物はそのままでございますし、現在も百数十名、二百名弱の方が働いている状況でございます。そういう中において「跡地」という

表現は不適切であり、また働いている方たちにとっても失礼な表現であるというふうに思うところでございます。

二つ目は、その一民間企業の資産内容に具体的な数字を挙げて触れられたということでございます。建物の解体撤去に約 50 億、その売却するときの土地代については約 16 億、そういった具体的な数字が示された。これは、公の場面で示されたということについても、一民間企業の資産内容であるがゆえに不適切であるというふうに思うところでございます。

この二つの項目について、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長 ただいまの中村議員の御質問にお答えをいたします。「工場跡地」という表現は不適切ではないかということでございましたけれども、これはまず、櫻井恵二議員との質疑・質問の中で、タイトルとして「大手家電メーカー工場跡地」というようなことで通告を受けたところでございます。それを受けてお答えをしたというのが一点でございます。

そして、私が「工場跡地」として申し上げましたのは、主に第 4 工場・事務棟・社宅・独身寮・研修所、そして第 1 工場、これらが立地をしている、合わせて 22.3 ヘクタールだったと思いますけれども、これについて申し上げたところでございます。議員御指摘のとおり、このシャープ栃木工場の以前の A V システム事業本部と言われていたところについては、現在、栃木事業所といたしまして、かつての商品棟・第 2 工場、そして第 3 工場、こちらについては物流やアフターサービス修理の拠点として利活用されているということとは十分承知をしております。その部分を含めると御案内のとおりシャープ栃木工場があった一団の土地としては 32.6 ヘクタールになるかと思いますが、あくまでもそのうちの 22.3 ヘクタール、生産活動を行っていないところについて櫻井議員との間で、質疑・質問を行ったという認識でございま

すので御理解いただければと思います。

そして2点目でございますけれども、解体撤去費用 50 億、そして土地代金の目安として 16 億ということを確認に申し上げました。このことについてはですね、解体撤去費用を精査していただきたいというお願いをかねてよりシャープ側に行っていたところでございます。そういった中で、この土地についてはいくつかの民間企業が、いわゆる不動産の仲介、仲介というにはちょっと規模が大きいのですけれども、入っておりまして、そういった企業とも私どもやりとりをさせていただいております。土地所有者であるシャープと一緒にお話を伺ったり、シャープさんとその企業が一緒になって矢板市に対していろいろ御要望をいただいたりということもございます。その企業から、50 億という数字を確認いたしましたので、その旨を報告させていただきましたし、この解体撤去費用 50 億というのは、何も私どもが最近確認をして聞き取っただけではなくて、引き合いのある企業に対してはそういった数字を申されているようでございます。実は引き合いのあった企業、矢板市を経由することもあるわけでございますが、その企業から 50 億という数字が出たものですから、その後、私どものほうで数字を確認しに行かせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。例えばシャープの許可なしにということを、新聞では、下野新聞社の取材に回答を差し控えるというような、多分、そんなコメントが載っていたかと思いますが、私どもは確かな筋からそれは確認をさせていただいて、実は公表してもよいかというようなことも確認をさせていただいた上で、櫻井議員の再質問の中でお答えをさせていただいたということでございます。

そして土地代金についてでございますが、これはあくまでも目安というこ

とでございます。そのように申し上げたかと思いますが、いろいろ多くの引き合いが矢板市のほうにもまいります。それをシャープのほうに、実はその中間に当たっている企業さんのほうにお繋ぎをすることもございますけれども、そのような中でただ企業からすると土地の相場はどうなのですかというようなことを必ずと言っていいほど聞かれます。そういった中で、手がかりになるものといえますと、この区域については路線価が設定をされております。路線価というのは税務署が設定をするものでございますけれども、路線価が設定されているところについては、その同額の固定資産税の評価額といたしますか、そうなっております。固定資産税については御案内のとおり、矢板市の市税でございます。矢板市が評価するものでございますので、これは矢板市が把握をしているその数字の中で一般論としてこれまでも申し上げてきたところでございますので、決して土地所有者であるシャープをないがしろにするようなことはないというふうな認識をしております。

ぜひ御理解いただければと思います。

○中村議員　まず1点、「跡地」という表現についてでございますけれども、確かに櫻井議員のタイトルにはそういうふうになっていたかと思えます。

しかし、それを受けての市長の答弁でございます。市長は「跡地」という表現を、不適切だとは思っていないという受けとめでいいわけですね。もし、そういう受けとめであれば一般質問の答弁の中では、その旨そういうことわりが多分出てきたものというふうに思っていますし、そういう市長自らそのタイトルを読み上げたときの言葉だけではなく、答弁の中に「跡地」という言葉が出てきているということは、市長自ら不適切ではないというふうに思われていると理解をしますけど、そういうことでよろしいでしょうか。それで、「跡地」というのはさっき市長が言われたように、市長が表現され

た中には現在未利用の施設が建っている土地だというふうに思いますが、

「跡地」というのはそういうものがなくなった後、「跡地」という表現はあるかもしれませんが、全体的に捉えれば市民の皆さんはあそこのシャープ全体をそういう受けとめるというふうに思います。そういった中で、やはり不適切ではないかというふうには思うわけでございます。このことが1点。

それと、先ほどの50億については、最後に会社の了解を得たというふうに説明がありましたが、これは本当に確かなのでしょうかという確認と、いずれにしても引き合いの中で、そういった数字が出てきた、またはシャープ本社を訪問したときにその話の中でそういったことが仮に出てきたとしても、そういった相対してやっている内容を、公の場に出すということはいかがなものかというふうに思うわけでございます。

そういったことも含めてやはり不適切であるというふうに思っていますので、先ほどの路線価を対象に、また路線価がほぼ固定資産評価額になるということも踏まえてですね、そういう税情報に関する内容をそこで公にさらすということはいかがなものかと思うわけでございます。それに対して再度、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。まず「工場跡地」の範囲についてでございますけれども、私の記憶が正しければでございますけれども、櫻井議員のほうから、「どのぐらいの土地が未利用になっているのだ」というような再質問が、質疑・質問の場であったかと思えます。そのときに、新聞でもこれ書かれておりますけれども、これまで一般質問で御答弁申し上げる機会がございましたが、今までは13.1ヘクタールというようなことを申し上げてきたかと思えますけれども、その後、令和3年の4月頃だというふうに認識をしておりますけれども、北側のこれまで第1工場と

言われている一角、これについてもシャープとしては未利用だというようなことを申されるようになりました。そういった中で、多分 22.3 ヘクタールが該当するということなことは、質疑・質問の再質問だったと思いますが、お答えをさせていただいた記憶がございます。私の中では、結果としてはございますがそのやりとりを通じてシャープ栃木工場、大手家電メーカー「工場跡地」の定義はこの範囲だというふうになされたものだというふうに認識をしているところでございます。

そして、解体撤去費用についても確認をいたしております。新聞記事にはシャープの多分、広報担当については「お答えを差し控える」ということで、「そのようなことを言っていない」というようなことは申されなかったということだというふうに認識をしておりますし、実はこの記事を書いた下野新聞の記者さんから補充取材がありまして、シャープの広報の対応はこうでしたよというような御連絡もいただいております。多分「回答を差し控える」ということであつたかと思うのですが、少なくとも「そんなことは言っていない」というようなことは申されていなかったという認識を既に当日持ったところでございます。

そして路線価、固定資産税の評価額について申し上げますと、これは一般に知り得るべき内容のものであるというふうに思っております。特に路線価についてはですね、さらに申し上げれば、あくまでも土地代金の目安というふうに申し上げたかと思えます。実際の土地の売買代金というのは、例えば不動産鑑定士さんが入れば、この一角を例えば幾つかの区画に切って、2方向に面している価格についてはその標準地の価格より高い、または広大地減価とか広大地評価というような考え方もありますが、面積が例えば何千平米を超えると、このぐらい一団の土地であっても減価をするというようなことで

少なくともそれどおりに、単純にですね 22.3 ヘクタール掛ける 7,190 円という御説明をしたかと思いますが、これはあくまでも目安だということは強調させていただいたとおりですね、それで実際に売買が行われるスタート地点の価格になるかというとは決してそうではないというふうに思っております。ただ、目安としてどのぐらいだと言われればですね、そういった手がかりを基にしてお答えをさせていただいたということは、決してこの土地に関することだけではなくてですね、これまで矢板市としても、可能な範囲でお答えをさせていただいてきた、民間事業者さんに対してお答えをさせていただいた範疇だというふうに思います。

以上です。

○中村議員 私が聞いているのは、一つは市長自ら「跡地」という表現をされていますが、今の状況は市長が説明されたとおりなのです。状況はね。その状況であって、あれを「跡地」という表現は、市長は不適切ではないというふうに今現在も思われている、そういうことでいいですね。一つはそれを確認したいというふうに思います。

二つ目は、解体撤去の 50 億ですけども、これは、シャープの了解を得たと市長自らが、また矢板市として得たということでもいいですね。

三つ目は、土地代金についても、路線価を求めるということでの話でございましたが、そういう内容を公の場で矢板市のトップである市長の口からそういう場面で出すということは、これは不適切ではないというふうに市長自らが思われているということでもいいですね、この 3 点をちょっと確認させてください。

○市長 改めて御答弁をさせていただきます。「工場跡地」という表現でございますけれども、これは上物があつた場合であっても生産活動を行っていない

ければ、これは「工場跡地」というのではないのでしょうか。これ一般的にもそうではないかというふうに思っております。

そして、繰り返すようでございますが、今回直近の確認というのはシャープ株式会社のほうとは私ども行っておりませんが、これまで信頼に足りうるシャープサイドと引合い企業との間では、秘密保持契約というものが締結をされまして、具体的な内容については私どもお伺いすることができませんが、その秘密保持契約の前線に立っている企業さんに確認を取らせていただいたということは、繰り返し申し上げたいというふうに思っております。そして、私どものシャープ栃木工場をいわゆる「跡地」というふうに申し上げたいと思いますが、この 22.3 ヘクタールの土地とですねその上物について、これはシャープさんもその仲介に入っている企業も、私ども矢板市少なくとも矢板市長である私も認識をこのほど一致をさせていただいたというふうに考えておりますが、これまでシャープサイドは居抜きでと、というような御要望をずっとされておりました私どもに対しても何か見つけて欲しいということで、いろいろ製造業であったり、例えばグラウンドや体育館を利用して全寮制の高校教育機関であったりというようなことでありましたけれども、なかなか建屋が古い、規格が合わないというようなことで、私どもからは、令和 2 年の 1 月だったというふうに記憶をしておりますが、居抜きではなかなか難しいので、更地で処分していただく。それも考えていただきたい。そのためには、解体撤去の費用を精査していただきたいというようなお願いをさせていただきました。それに結果として答えていただく形で、今回、解体撤去費用、まだまだ概算だというふうにはシャープさん申されておりますが、具体的な数字をお示しいただいたところでございます。やはり土地代金と建物の解体撤去費用の差額、このギャップをいかに埋めていくかというような

ことが、シャープ栃木工場、現在の栃木事業所内の遊休地と申し上げればいいのですかね、その最大の課題だというふうに思っております。そういった中で、ギャップがどのくらいあるのかということ、大まかであってもまず把握をしていただきたい。これは、引き合いのある企業さんに対してもですね、その上で、リノベーションも含めてといった趣旨のことを申し上げましたけれども、更地にして売買、さらにはその以前は居抜きということでありましたけれども、第3の道としてリノベーション建物を改修できるところは改修していく、そのまま使えるところは使っていく、そしてさらには、どうしても使えないところについては解体をしていく。そういった中で今回、建屋ごとの解体撤去費用も出ているというふうに伺っております。そういった新たな段階に行くためにも、これは私どもからもですね、引き合いのあった企業さんにぜひ進出をしていただきたい、私どもも誘致をして欲しいと思っているわけですが、この現在の課題についてはむしろお示しをすべきじゃないかなというふうに思っておりますし、だからこそ、仲介に入っていた企業さんも快くだったかどうかわかりませんが、担当がその額を、もし質疑の中で出てきたら言っていいたいというようなことを確認したら、差し支えないというようなご回答があったというふうに私どもは認識をしております。

以上です。

○中村議員　なかなか簡潔に市長から発言が、回答がないわけですが、一つ目について市長はあくまでも使われてない施設なので上物があっても「跡地」という表現は不適切ではないと、あの中でいろんな形で働いている方が百数十名の状況にあっても、それは失礼でもないし不適切でもないという答弁だというふうに受けとめました。

次の二つ目は、シャープに対してはそういう許可は得ていないと。ただ、いろんな関係する事業者とのやりとりの中で、そういったものを確認して、そういう事業者から外に数字を出してもいいという許可はもらっているという認識をしました。で、これはですね、市長は矢板市のトップですからいろんな場面で、いろんなところに関わっておられるというふうに思います。しかしながら、そういったところのやりとりの情報をですね、公の場面で出すということはいかながなものかというふうに思うわけです。これは一般的にもですね、そういった中でのやりとり、しかも個人のところであっても法人であっても、その一民間の方のですね、資産状況そういったものに具体的な数字を触れるということはやっぱりいかながなものかと思うわけです。

そういったことに対しても市長は不適切ではないと、こういう公の場面ということするのは全く問題ないという認識でおられるということで、確認しましたがそれでよろしいですね。

○市長　ただいまの御質問にお答えします。決してですね、これはシャープ株式会社御本人といいますか、土地所有者に直接を確認したものではございませんけれども、これは矢板市とシャープと仲介に入っている企業とがしっかりと連携している信頼関係を有した上で、こういった公表ができたのではないかなというふうに思っておりますし、事業者、土地所有者、仲介している企業、そして私ども矢板市の思いは一致をしていると。むしろリノベーションというようなワードが出てまいりましたけれども、それを前進させていくための第一歩だというふうに思っておりますので、決してシャープ株式会社にとって不利な話でもないし、現在のところシャープ株式会社のほうから咎め立てを受けているということもまたございません。

何とか矢板市としても、櫻井議員も言われておりましたけれども土地所有

者はあくまでもシャープでございます。私どもが関与できる範囲というのは非常に限られております。ただそういった中でも、矢板市の将来を担う重要な土地が、あの 32.6 ヘクタール内の 22.3 ヘクタールだというふうに思っております。市民の皆様の期待も非常に大きいものがございます。今後とも、私は機会をとらえて、関係者の御理解をもちろんいただきながら、積極的に事を運んでいきたいというような認識には変わりございません。

○中村議員 市長の考えということは、大体はわかりました。

ただ、さっき市長申されたように、土地の所有者それからそこに仲介する事業者、またいろいろ関係する事業者、それと矢板市、そういった中でやはり信頼を基にという言葉がありましたが、信頼を元にそういった話をいろいろ出されている。そういうことを考えれば、当然ながら軽々にそういった数字を出すべきではないというふうに思うわけです。だからそういう話をしているわけでございます。数字というのは独り歩きもしだし、3者で、または3者かどうかは、それ以上かもしれませんが、そういったところで公表してもいいという形になっているもので確認が取れているものであれば、いいかもしれませんが、そうでない以上はやはりお互いの信頼の中でいろんな話が出ているものというふうに思いますので、それをやはり軽々に公の場面で出すのはいかなものかと思わざるをえないということを申し上げておきたいというふうに思います。

○議長 ほかに何かございませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 ないものと認めます。

以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。(10:58)

令和 年 月 日

議長